

税務

# 小規模宅地特例適用後に更正の請求不可

審判所、適法に申告していれば税額が減少しても関係なし

要約

- ▶ 小規模宅地等の特例の適用をして相続税の申告をした後、選択特例対象宅地等の面積に誤りがあったとして更正の請求ができるか争われた判決（関裁（諸）令4第29号）。
- ▶ 納税者が小規模宅地特例の規定に従い適法に選択して申告した場合、仮に選択内容と異なる選択をすれば税額が減少するとしても、更正の請求ができる場合に該当せず。

本件は、請求人が相続により取得した宅地の一部について小規模宅地等の特例（措法69条の4）を適用して相続税の申告をした後、土地の評価額や当該特例に係る特定事業用宅地等として選択した面積などに誤りがあったとして更正の請求をしたのに対し、原処分庁が当該特例の適用については誤りがあるとは認められないとして更正の請求の一部のみを認める更正処分を行ったことから、請求人が原処分の一部の取消しを求めた事案である。

請求人は、相続により取得した宅地のうち、請求人の事業の用に供していた納屋の敷地部分（75㎡）について、小規模宅地等の特例における特定事業用宅地等に該当するとして相続税の申告をしたが、正しくは、宅地上の倉庫の敷地も特定事業用宅地等に該当し、それを踏まえて特定事業用宅

地等の面積を算出すると限度面積（400㎡）まで小規模宅地等の特例が適用されるべきであったため、申告には事実認定及び面積の計算方法に誤りがあり相続税が過大となっていることから、更正の請求（通法23条1項1号）ができるなどと主張した。

審判所は、措置法69条の4は本件特例を受けようとする納税者が提出する申告書に、特例を受ける旨の記載並びに面積等の一定事項の記載がある明細書等の添付がある場合に限り特例を適用する旨規定していることから、特例を受けるか否かだけではなく、特例を受ける場合に特例の対象とする宅地や特例を適用する面積等についても納税者の選択に委ねている趣旨と解されるとした上で、一旦、納税者が同条の規定に従い適法に選択して申告した場合、仮に選択内容と異なる選択をすれば税額が減少するとしても、更正の請求ができる場合に該当しないとの見解を示した。本件については、請求人は特例の規定に従い、申告書に敷地を特定事業用宅地等として特例の適用を受ける旨及び特例の適用における限度面積要件を満たしている旨記載した上で、所定の書類を添付して申告しており、申告における特例の適用は適法になされているのであるから、請求人が敷地を特定事業用宅地等として申告したことは、更正の請求ができる場合には該当しないとした。